

埼玉県教育局県立学校部
特別支援教育課長 佐藤裕之様

前略ごめんくださいませ。

11月30日付けの佐藤課長の書簡を12月1日に受領し、拝見しました。

これまで私は、川越市教育委員会や埼玉県教育委員会が求める二男明理の県立特別支援学校への就学の前提として、合理的な配慮、必要な支援の提供確保及び保護者の就労維持の観点から、県教委に対し、県立特別支援学校において、

- ア) 配置されている看護師による医療的ケアの実施、
- イ) いわゆる学童保育の整備、
- ウ) 保護者に送迎させていることの改善、

の以上3課題の解決をお願いしてきました。この3課題は、『保護者の就労に関し、地域の小学校及び中学校に障害のない児童生徒を就学させている保護者が就労できるのと同等に、特別支援学校に障害のある児童生徒を就学させている保護者が就労できる環境の整備』を意味します。憲法や障害者基本法等に基づき、県に解決が義務づけられている課題でもあります。

この3課題について、県教委は、私に対し、「解決に向けて精一杯努力いたします」（9月22日付け書簡）、「解決に向けて精一杯知恵を出していきたい」（10月14日付け書簡）などと述べてきました。

しかし、11月30日付けの書簡によれば、県教委は、3課題について何も対応しないし、今後の改善もないようです。7月13日に金子主幹から「県として、学校として、出来ることは何もない、すべて保護者の自己責任で対応せよ」と口頭で通告されたとおりの結論になってしまいました。

県教委の求める協力依頼とは、個別の児童の障害を理由として、個別の親に特別の負担を要求するものです。具体例の1つとしては、県教委が看護師でも安全に実施できないと主張している行為を、医療職でない保護者に措置するよう求めています。

医療職である看護師には法律で医療行為が認められていますが、医師や看護師等でない者による反復継続した医療行為は、保護者といえども医師法違反であり、ただ、保護者の場合、実質的違法性阻却事由だとして起訴されないだけです。行政機関である県教委が、医療職でない一民間人に対し、医師法違反を構成する行為を積極的に求めている実態は極めて重大な問題だと指摘しておかなければなりません。

私たち夫婦は、就労維持のため、県教委が求めている協力要請には応じることができないと何度もお伝えしてきました。それなのに、依然として同じ内容の協力要請を繰り返すということは、保護者に断る自由のある「協力」ではなく、断る自由のない「強制」では

ないのでしょうか。そこで、お尋ねします。

(1) 11月30日付けの書簡に書かれていた様々な協力依頼事項のすべては、任意ですか、それとも強制（保護者の義務）ですか？

(2) 上記(1)の答えが強制ではないという場合、11月30日付けの書簡に書かれていた様々な協力依頼事項のすべてに保護者が対応できなかつたら、保護者に協力依頼していた事項は、誰が誰の責任で措置するのか具体的に教えてください。

以上2点にお答えください。ただし、説得するとか、ご理解いただくとか、話を逸らすような類の内容でのお答えはご遠慮ください。お答えについては、根拠とされる法令名と該当条項を併せて明示してください。

ところで、11月30日付け書簡の末尾に「8月22日及び9月27日付けの質問に対する回答などについて……我々としましては、これまでの手紙の中でお答えを申し上げているつもりです」と書かれていました。

しかしながら、私は、全くお答えいただいていないと受け止めています。

なので、加えてもう1点を(3)としてお尋ねします。恐れ入りますが、上記「お答えを申し上げているつもり」だとおっしゃる部分は、具体的に、何月何日付けの手紙（書簡）の何行目のどこからどこまでなのか、質問毎にそれぞれ明示してくださいますようお願い申し上げます。

すでに出された手紙の該当部分を指摘されたり、県立特別支援学校における現在の状況をお答えいただいただけなので、さほど時間は要しないと思われまふ。以上3項目の質問に対し、本書到達後2週間以内に文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、3課題が解決するかしないかは、私たち家族全員にとって、今後の人生を大きく左右する重要な事柄です。現に4カ月前の生活設計もままなりません。そのような状況にあつて、依然として法的根拠の示されぬ協力依頼が繰り返され、法的根拠や事実関係のお尋ねをしても「つもり」の一言であしらわれてしまつては、もはや為す術がありません。精神的な苦痛も限界であることを申し添えておきます。

以上をもって、11月30日付けの書簡に対するお返事とします。草々

2011年12月6日

(住所省略)

広 田 博 志 (署名押印)

追伸

私たち夫婦は、県教委が、法律に沿つて、県立特別支援学校において、冒頭に3課題として掲げた環境を整備しない限り、二男を県立特別支援学校に就学させる意思がありません。保護者の意向として明確にお伝え申し上げておく次第です。